（府労連）

第１の要求について府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持していきます。我々としては、この基本的立場に立って、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行っていきます。

第２の要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、基本的には尊重すべきものと考えています。

今年度の人事委員会勧告については、その実施時期についてこれまでの国等の取扱いと異なることから、その取扱いに大変苦慮しました。

勧告の内容は、平成２９年４月より給料表を引下げ、平成２８年４月に遡って勤勉手当の引き上げを行う内容ですが、人事委員会勧告が４月１日時点の公民較差を解消するという制度趣旨を踏まえつつ、今回の勧告全体の取扱いを検討し、次のとおり実施します。

給料表については、平成２９年１月より改定することとし、平成２８年４月から１２月までの較差相当額に係る所要の調整を実施します。

所要の調整については、平成２９年２月に支給する給料の月額から、平成２８年４月１日時点の給料及びこれに対する地域手当の合計額に0.3％を乗じて得た額に、平成２８年４月から１２月までの在職月数を乗じて得た額を減じることとし、期末・勤勉手当その他の手当については所要の調整の対象としません。

なお、臨時的任用職員については、所要の調整は実施しないこととします。

期末・勤勉手当については、人事委員会勧告のとおり平成２８年度より年間０.１月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０.０５月分引上げ、０.８５月分とします。

これに伴う成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めて示します。

扶養手当についても、人事委員会勧告のとおり、配偶者に係る手当額の月額を6,500円とし、子に係る扶養手当の月額を10,000円とします。また、職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止します。

この改定は、平成２９年度から３１年度までにおいて、国の取扱いに準拠し段階的に実施することとします。

技能労務職員の給料、期末・勤勉手当、及び扶養手当の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じていきます。

以上の内容で関係条例（案）を９月後半の定例府議会へ提案します。

なお、期末勤勉手当の引上げに伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めて示します。

非常勤特別嘱託員及び非常勤若年特別嘱託員の報酬月額につきましては、平成２９年４月１日からそれぞれ430円及び610円を引き下げ、153,390円、218,400円に改定します。

その他の非常勤職員につきましても、これまでと同様に常勤職員の取扱いに準じていきます。

地域手当については、府域の生活圏や経済圏としての連続性・一体性が見られることや、人事異動の実態を踏まえ府域一律11％で支給しているところです。なお、更なる引上げは困難です。

第３の期末・勤勉手当については、現行条例に基づく期末・勤勉手当を12月9日に支給します。なお、人事委員会勧告の取扱いについては、第２の要求でお答えしたとおりその取扱いを検討しているところです。

また、評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成19年度から前年度の評価結果を活用し、実施しているところです。

第４の要求について、行政職給料表２級・３級及び技能労務職給料表2級・3級の最高号給に多数の職員が滞留していることについては認識していますが、現時点で給与上の措置を講ずることは困難です。

職員の任用にあたっては、地方公務員法に規定されている平等取扱の原則や情勢適応の原則、任用の根本基準である能力実証の原則に基づき、適切に行うこととしています。

職務段階別加算は平成２年の人事委員会勧告に基づき実施していること、また、これまでに副主査に任用された職員と職務・職責に変更が生じたものではないことから見直しは困難です。

知事部局における技能労務職の行政職等への転任選考については、これまで５年間実施する中で、受験申込者数、合格者数ともに大幅に減少していることなどを総合的に検討した結果、今年度の実施をもって終了することとしたところです。

技能労務職給料表は、国における行政職俸給表(二)を基本として制定しているものであり、技能労務職給料表３級の水準引き上げは困難です。

府立学校においては、知事部局と同様に平成23年度より行政職への転任選考を実施したところであり、今後とも勤務労働条件に関わる事項については、皆様方と十分に協議していきます。

第５の要求について、知事部局等の人事評価については、職員基本条例に基づき平成25年度から相対評価による人事評価制度を実施しているところです。人事評価の目的は、「職員の資質・能力及び執務意欲の向上」であることから、引き続きよりよい制度となるよう取り組んでいきます。

評価結果の給与等への反映については、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、また、皆さま方との協議を踏まえ、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところです。

知事部局における平成27年度以降の人事評価結果の給与反映については、条例に定める相対評価制度の趣旨をより一層踏まえたものとするため、昇給号給数及び勤勉手当の成績率を見直したところです。

また、二次評価結果と相対評価の結果の逆転現象をできる限り解消するための人事評価制度の運用改善を踏まえ、第四区分については、二次評価結果別の区分を廃止するとともに第五区分については、これまでと同様に二次評価結果を加味した給与反映としたところです。

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところです。

平成25年度からは教員の人事評価につき、生徒又は保護者による評価を踏まえた授業に関する評価を含めて実施しているところです。

また、システムの運用状況の確認を行うため、毎年度、府立学校、市町村教育委員会を対象とした調査を行うとともに、平成26年８月には授業アンケートを踏まえた教員評価の仕組みについて検証を行い、客観性・適正性をより一層確保するため平成27年度からシステムの改定を行ったところです。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきます。

第６の要求について、再任用職員の給与については、平成28年度の人事院勧告において、「民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする」とされており、引き続き国の動向を注視していきます。

給与格付けについては、職務給の原則に基づき決定しているところです。

年金支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図る観点を踏まえ、定年退職後、年金支給開始年齢に達するまでの間、これまでの短時間勤務の職に加えて、平成26年度よりフルタイム勤務の職を導入しているところです。

第７の要求について、非常勤講師の報酬及び支給方法については、勤務実績に応じた報酬となるよう改正したところです。

臨時的任用職員の初任給の上限については、これまでも所要の改善を図ってきたところです。臨時講師についても、平成26年度から教育職給料表１級の上限を引き上げる改善を行ったところであり、今後とも他府県の状況や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めていきます。

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難です。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働契約法については、地方公務員である本府の非常勤職員は適用除外となっています。引き続き、労働基準法など適用される法律に基づき、適切に対応していきます。

非常勤職員の待遇については、常勤職員に準じた賃金・報酬等の改定、希望者健康診断の実施等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところです。

また、平成27年度からは、通勤にかかる交通費について複数月定期券に基づく算定方法の導入など、より勤務実績に応じた支給方法に改めたところです。

非常勤職員に対して、期末手当相当の給与を支給することは地方自治法の趣旨から、困難です。

特別休暇等については、国の非常勤制度を基本としつつ、府の常勤職員の状況も勘案しながら改正してきたところであり、平成28年４月１日から一部を除く非常勤職員の一般職への位置付け変更に伴い、ハラスメント全般にかかる職員総合相談センターへの相談について、常勤職員と同様に職務専念義務の免除としたところです。

今後とも、非常勤職員の待遇については、府の財政状況等を踏まえつつ、国や他府県の状況等も見極めながら、適切な対応に努めていきます。

第８の旅費制度については、財政再建プログラム（案）に基づく府庁改革の一環で見直したものであり、要求にお応えすることは困難です。

第９の教員特殊業務手当については、平成27年4月より義務教育費国庫負担金の算定基礎額を下回る手当額について、増額改定を行ったところです。今後とも国の動向や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めていきます。

第10の要求のうち、職場環境等の整備に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正等を踏まえ、今後とも適切に対応していきます。

交通用具使用者の通勤手当の身体障がい者区分等については、人事委員会の意見等を踏まえた検討を行っており、引き続き協議していきます。

技能労務職から行政職等への転任選考については、点字や拡大文字による受験も可能とし、また選考案内についても点字化するなどの取組みを行ってきたところです。

教員採用選考において、これまでから、受験に際し希望する場合には、点字、拡大文字等による受験や、面接テストにおける手話通訳の配置など、公平性の観点を踏まえ、配慮を行うなどの取組みを行ってきたところです。

第11の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところです。

なお、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところです。

学校における年度途中の欠員や産育休の取得に対する代替措置については、学校運営に支障が生じないよう必要な措置を講じているところです。

また、病気休暇等の代替措置については、必要に応じて市町村教育委員会と協議の上、実態を考慮して対処しているところです。夏休みなどの長期休業期間に代替措置を講じることは基本的には困難ですが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処しているところです。

なお、代替教員の確保に向けて、これまで、府や市町村の関係施設などにおいて、講師募集チラシの配付や市町村教育委員会が効率的・効果的に講師確保ができるよう、府庁内に専用電話回線を臨時設置するなど、様々な対策を継続的に行ってきたところです。

今後とも、市町村教育委員会と連携し、必要な講師等の確保に努めていきます。

介護休暇の代替措置については、非常勤職員による代替が基本であると考えていますが、業務実態に応じて判断していきます。

育児短時間勤務制度の導入に伴う代替措置については、勤務に多様なパターンがあり、取得・復帰の時期も一定でないことから、非常勤職員による代替が基本であると考えています。

これらの取組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきます。

第12の要求について、特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難です。

育児休業等の男性職員の取得促進については、子育て推進月間、育児短時間勤務の導入などに加えて、平成22年6月30日から配偶者の就業状況にかかわらず取得可能とする取扱いなど実施しているところです。

また、育児部分休業の承認単位の改正も行ったところです。引き続き、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取組んでいきます。

短期の育児休業取得者に対する勤勉手当の取扱いについては、平成28年６月期より１か月以下の育児休業期間は除算対象としないこととしたところです。

育児休業期間の全てを退職手当の勤続年数に算入することは、通常に勤務する職員との均衡上、困難です。

育児休業制度の特別養子縁組に係る監護期間中の子などへの拡大については、国の制度を基本に整備していく予定です。実施時期については、国に遅れることなく実施していきます。

介護休暇制度については、これまで期間延長等の改善を図るとともに、短期介護休暇を創設してきたところです。

介護休暇については、職員の申出に基づき期間を指定できるようにします。

介護時間については、国に準じて導入します。

なお、介護欠勤については、介護時間の導入にあたりその取得状況等も踏まえて引き続き検討していく必要があるものの、当面は介護時間と併用しない形で存置します。

導入時期については、改めて示します。

なお、介護時間等にかかる給与の取扱いについては国に準じた取扱いとします。

昇給復元措置の改善については、病気休職者等が職場に復帰した場合、既に一定の調整措置を実施しているところであり、通常に勤務する職員との均衡上、困難です。

教員については、介護のために退職した者の再採用を実施しているところでありますが、教員以外の再採用は、人材確保の必要性や地公法の趣旨などを総合的に勘案した結果、実施することは困難であると考えています。

早出遅出勤務については、公務に支障がない場合に、これまでの勤務パターンに加えて30分早出の勤務パターンを導入し、拡充したところです。

柔軟な働き方については、今般、大阪府庁版「働き方改革」をとりまとめ、サテライトオフィスの試行実施などの取組みを進めていきます。

男性の育児参加休暇取得促進については、総務事務システムの「お知らせ表示」を活用し、グループ長など直接監督責任者に対して、父親となる職員への休暇取得促進を依頼するなど、様々な機会をとらえて管理監督者に対する周知に努めているところです。

また、次世代育成の趣旨から、平成28年７月１日より、男性の育児参加休暇の取得可能期間を産後16週まで拡大したところです。

時間外勤務等の適正化、年次休暇等の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。

平成17年度から年間360時間の時間外勤務命令の上限規制を導入するとともに、平成21年度から、午後９時までに執務室消灯なども行っており、次長会議において、定期的に時間外勤務実績の報告と、一層の取組みを要請するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。

加えて、大阪府庁版「働き方改革」で示した長時間労働是正の取組も順次実施していきます。

人員の配置については、所属長等のマネジメントとして位置付け、業務の廃止を含めた再構築や人員の重点化を行うなど、必要な業務量に見合った適正な配置に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきます。

なお、平成29年度当初については、現状の職員数が業務量に比して適正なものであるかについて検証を行うため、時間外勤務実績に着目した人員配置を行うこととしています。

「過重労働による健康障害防止対策」については、時間外勤務が月45時間を超え、産業医が必要と判断した場合には、所属長に対し、職場における健康管理等について助言指導を行うとともに、当該職員に対して保健指導を行っており、平成28年5月1日からは柔軟かつ効果的に行う趣旨から、対象者の見直しも行ったところです。

府立学校における医師による面接指導については、平成20年６月に「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」を策定し、時間外・休日業務時間数や面接指導の希望を所属長に申し出ることにより、産業医の面接指導を受けられるようにしたところです。加えて、時間外等実績が月80時間を超えた場合、所属長は該当職員に対し、少なくとも年１回は産業医による面接指導を実施するよう、平成26年10月1日に改正したところです。

また、教員の長時間労働による健康障がいの防止に向けた課題を検討するため、平成27年度から大阪府立学校安全衛生協議会の健康対策部会に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、実態調査を行い、結果を安全衛生管理者にフィードバックする等、引き続き取組みを進めているところです。

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行ってまいりました。

平成24年度においては、府教育委員会として検討すべき取り組み内容を「教職員の業務負担軽減に関する報告書」にとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところです。

今後、この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきます。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきます。

教員の業務負担軽減については、実態に即した勤務形態の導入等の制度面の整備と学校現場における適切な運用、そして教職員一人ひとりの意識改革が不可欠であることから、学校毎の特色を活かしながら教員の業務負担軽減の取組を進めることができるよう、多忙化解消に向けた先進事例などを紹介し、各学校の状況に応じた取り組みを促していきます。

府立学校における「教職員の勤務時間の適正な把握」の具体的手法については、平成22年５月に「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」等を策定し、府立学校における教職員の勤務時間の適正な把握に努めているところです。

平成24年10月から退勤スリットの実施に伴い、勤務時間管理者である校長・准校長が出退勤データを活用した教育職員時間外等実績表により時間外等実績を把握することといたしました。また、１月当たりの時間外等実績が80時間を超える者に対しては、ヒアリング等を実施し、当該時間外等実績に係る主な業務内容等について把握の上、必要に応じ、業務処理方法の改善に関する指導若しくは助言を行うこととしたところです。

月45時間以上60時間未満の時間外勤務に対する割増賃金の引上げについては、国や他府県の取扱い等から困難です。

学校における通勤手当の事後確認については、確認の簡素化及び手当適正化の観点から検討していきます。

配偶者同行休業制度については、平成27年2月1日より制度を創設したところであり、適切な運用に努めていきます。なお、休業理由・対象者の拡大は、地方公務員法に「外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業」と規定されていることから、困難です。

年次休暇の付与の基準日については、様々な観点から研究していきます。

第13の要求について、これまで、男女がともに働きやすい職場環境の整備に努めてきたところです。

今後とも、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、女性職員の職域拡大や職員の意識啓発などに努めていきます。

セクシュアル・ハラスメントの防止、パワー・ハラスメントの防止については、職員の意識啓発、相談体制の整備、研修の３点から取組を進めています。意識啓発のため指針を策定し、所属長等管理監督者の責務や具体的な対応例などを明示し、職員へ周知徹底しているところです。また、課長級、課長補佐級に対してハラスメントに関する研修を実施しているところです。

平成25年12月には、ハラスメント防止と相談体制の周知徹底を図るため、非常勤職員を含む全職員に対して知事からのメッセージを発出し、平成27年11月には、次長会議においてパワー・ハラスメント防止の周知徹底を要請するとともに、庁内ウェブページを用いて職場におけるセクハラ・パワハラ防止を周知するなど、ハラスメント防止に努めているところです。

平成28年4月には、新任課長補佐級職員を対象としたハラスメント防止研修を実施し、それらの相談窓口の周知を図ったところです。

各府立学校長・准校長に対して、平成28年６月にも「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を再度周知するとともに、教職員が自らの言動等を点検できるように「パワハラセルフチェック」シートの活用をお願いしたところです。

なお、平成28年４月には、昨年に引き続き新任の府立学校長、准校長、また、新任の教頭・首席を対象としたパワー・ハラスメントに関する研修を行ったところです。

平成27年７月には、ハラスメント防止と相談体制の周知徹底を図るため、府立学校・市町村教育委員会に対して教育長からのメッセージを発出いたしました。

これらの取組みを、より効果的に周知する方策についても検討していきます。

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とした、上司・同僚等による不適切な言動等についても、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントと同様に、職員の相談などに適切に対応できる職場環境づくりに努めていきます。

今後とも、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていきます。

第14の要求のうち、職員の健康管理については、健康診断をはじめ、保健指導、職場環境管理等の事業を実施しているところであり、リフレッシュ方策やライフプラン施策との連携も図りながら、引き続き、職員の健康保持・増進と疾病予防対策の充実を図っていきます。

また、平成23年度には、定期健康診断結果及び人間ドックの定健項目結果を活用した、所属長による職員に対する「気づき」を含めた健康管理、並びに産業医と所属長との連携についての活用方策を策定し、平成24年度にも、安全衛生管理者へのアンケート結果を踏まえた改定を行ったところです。

ⅠＴ化に伴う職場環境の改善については、「ＶＤＴ作業のための労働安全衛生管理基準」に基づき、ＶＤＴ特別健診やＯＡ椅子・机の導入についての周知、労働衛生教育などを実施するとともに、産業医による職場巡視などを通じて、適切な作業環境の確保に努めていきます。

府立学校については、「大阪府立学校ＶＤＴ作業における労働安全衛生管理のためのガイドラインについて」に基づいてＶＤＴ特別健康診断を実施しているところです。

職場の労働安全衛生対策については、府立学校安全衛生協議会で協議しているところです。

知事部局における一般定期健康診断については、平成20年度から特定健康診査に連動し、検査項目を追加して実施しているほか、特別健康診断、胃集団検診、大腸検診、女性検診等を実施し、心身の健康の保持・増進に努めているところです。

人間ドックについては、地方職員共済組合において平成25年度から55歳以上の職員を対象に「55セルフドック」を創設し、定期健康診断の受診に加え、希望者全員が人間ドックを受診できるよう拡充が図られました。

また、府の健診と重複する胃Ⅹ線検査のオプション化により、個人負担額の引き下げが行われたほか、オプションの脳ドックにも地共済から一部助成や、前立腺がん検査が基本項目に追加されたところです。

「55セルフドック」受診者の服務については、ドック本来の目的である自分自身の健康管理をさらに推進するものとして地共済が単独で実施する健診であるため年休扱いとしているところです。

公立学校共済組合では平成26年度にニーズの低い検診種別を廃止する一方、ニーズの高い、脳ドック、女性検診、配偶者健診の募集人数を拡充するなど、検診事業の見直しが実施されたところです。なお、引き続き、「共済健診」でオプション検査を受診する場合、上限1,500円を補助する事業が実施されているところです。

平成27年度からの検診種別拡充内容については、40才以上を対象とする「脳ドック」の募集人数を200人増の600人に、また、「女性検診」と「配偶者健診」についても募集人数をそれぞれ100人増の600人と650人に拡充されているところです。

また、支援学校の教職員を対象とした腰痛予防検診について、整形外科分野において実績のある医療機関に委託するなどの改善を実施されているところです。

知事部局におけるメンタルヘルス不調の予防や早期ケアについては、職場の管理監督者や一般職員を対象としたメンタルヘルスセミナーのほか、産業医や保健師による保健指導や健康相談を実施しているところです。

また、「大阪府職場復帰支援プログラム」のもと、「ストレス相談室」において専門産業医等による面談等の個別ケアを行うなど、総合的対策を講じているところです。

さらに、地方職員共済組合からも、疲労回復やストレス解消方法等を記載した啓発冊子が全職員に配布されています。

労働安全衛生法の一部改正によるストレスチェック制度については、厚生労働省が示している実施方法、個人情報保護などに関する省令・指針等を受けて、具体的な実施方法等を記載した実施要綱を策定し、平成28年度から年１回実施しているところです。個人情報の保護に十分に配慮しながら、メンタルヘルス対策を実施していきます。また、ストレスチェック結果によるセルフケアや結果を一定集団ごとに集計・分析を行うなど、職場環境の改善等に努めていきます。

公立学校共済組合では、平成27年９月に「大阪メンタルヘルス総合センター」を開設し、相談事業や研修事業の実施などを通じて、教職員のためのメンタルヘルスの対策を実施されているところです。

府立学校については、安全衛生管理者等を対象とした「安全衛生管理者研修会」を毎年度実施しています。

平成19年３月に策定した「大阪府立学校職場復帰支援プログラム」について、職場一体となったメンタル対策という観点を充実させ、平成22年４月、平成26年10月に改訂するとともに、同プログラムの周知・徹底を図ったところです。今後ともその内容の充実・周知を図っていきます。

精神疾患により休職している教員が復帰する際の支援については、平成21年４月から復職後２週間を限度として人的措置を行っているところです。

「公立学校教員職場復帰支援事業」については、厳しい財政状況ですが、２クール実施しているところです。

第15の要求について、互助会等への補助金については、平成20年度の財政状況を踏まえ、全額削減したところです。

職員の福利厚生事業の拡充については、地方公務員法等の趣旨を踏まえつつ、共済組合や互助会等と役割分担を図りながら対応していきます。